



佐賀県公報

平成17年
8月10日
(水曜日)
第12641号

目次

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 結核予防法に基づく指定医療機関の辞退 (四三〇・健康増進課) 一
- 結核予防法に基づく医療機関の指定 (四三一・") 一
- 道路の区域の変更 (四三二・道路課) 二
- " (四三三・") 二
- 道路の供用開始 (四三四・") 二
- 基本測量の実施 (土地対策課) 二
- 都市計画の変更に伴う関係図書の写しの縦覧 (まちづくり推進課) 三
- 開発行為に関する工事の完了 () 三
- 牛間田地区換地計画決定 (農地整備課) 三
- 換地処分 () 三

○告示

●佐賀県告示第四百三十号
結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の届出があった。
平成十七年八月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	辞退年月日
ゆめとも薬局	佐賀市水ヶ江二丁目五番一八号	平成一七・六・三〇
前山皮膚科	佐賀市神野東二丁目四番七号	平成一七・七・一五

さが駅前眼科	佐賀市神野東一丁目九番一八号	平成一七・七・三二
ゆめ歯科・小児歯科	小城市三日月町三ヶ島四六〇番地五	平成一七・六・三〇
恵比寿クリニク	佐賀郡諸富町大字為重一五番地二	平成一七・七・三二
江頭クリニク	佐賀郡川副町大字鹿江八六六番地	平成一七・七・一〇
島田胃腸科医院	神埼郡三田川町大字吉田二九二五番地二	平成一七・六・一
医療法人春陽会野口内科	唐津市大名小路二番四三三号	平成一七・五・三二

●佐賀県告示第四百三十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、指定医療機関として次のものを指定した。

平成十七年八月十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
ゆめとも薬局	佐賀市水ヶ江二丁目五番一三三号	平成一七・七・一
前山皮膚科	佐賀市神野東三丁目七番一八号	平成一七・七・一九
医療法人卓悠会さが駅前眼科	佐賀市神野東一丁目九番一八号	平成一七・八・一
恵比寿クリニク	佐賀郡諸富町大字為重一五番地二	"
江頭クリニク	佐賀郡川副町大字鹿江九九〇番地一	平成一七・七・一一
堤薬局	鳥栖市宿町一四〇一番地六	平成一七・六・八
かねだ歯科クリニク	三養基郡みやき町大字市武一二九〇番地一	平成一七・八・一
医療法人春陽会野口内科	唐津市大名小路二番四四号	平成一七・六・一
青木歯科医院	唐津市新興町二九二二番地三	平成一七・八・一

◎佐賀県告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年八月十日から平成十七年九月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年八月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		区	域
	区	間	変更前	後の別		
県道 山本波多津線	唐津市山本字鍛冶ヶ谷九二番四地先から	唐津市相知町牟田部字坊中谷二三七〇番一地先まで	後	後	二六・〇 九・八	一〇〇・二
	唐津市山本字鍛冶ヶ谷九二番四地先から	唐津市相知町牟田部字坊中谷二三七〇番一地先まで	前	前	二六・〇 九・八	一〇〇・二

◎佐賀県告示第四百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その区域を表示した図面は、平成十七年八月十日から平成十七年九月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年八月十日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県告示第四百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十七年八月十日から平成十七年九月九日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。
平成十七年八月十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類及び路線名	道路		の		区	域
	区	間	変更前	後の別		
県道 中原鳥栖線	三養基郡みやき町大字箕原字千入道九三一番一地先から	三養基郡みやき町大字箕原字千入道八九一番一地先まで	後	後	三〇・二 一八・三	二五七・四
	三養基郡みやき町大字箕原字千入道九三一番一地先から	三養基郡みやき町大字箕原字千入道八九一番一地先まで	前	前	三〇・二 一八・三	二五七・四

○公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から基本測量の実施について次のとおり通知があった。

平成17年8月10日

<p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 作業種類 基本測量(流域自然環境調査に伴う土地利用現況調査)</p> <p>2 作業期間 平成17年7月25日から平成18年3月17日まで</p> <p>3 作業地域 佐賀市、鳥栖市、佐賀郡川副町、東与賀町及び大和町、神埼郡神埼町、千代田町、三田川町、東脊振村及び脊振村並びに三養基郡基山町、上峰町及びみやき町</p> <hr/> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。</p> <p>平成17年8月10日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 都市計画法の種類及び名称 武雄都市計画土地区画整理事業</p> <p>2 縦覧場所 佐賀県土づくり本部まちづくり推進課</p> <hr/> <p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。</p> <p>平成17年8月10日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 開発区域に含まれる地域の名称 三養基郡みやき町大字江口字中島角8103番から8112番まで</p> <p>2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地 株式会社マルハン</p>	<p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>白石町長 片淵弘晃から認可申請の白石町営土地改良事業(さが農業農村振興整備)牛間田地区換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により適当であると決定した。</p> <p>ついでには、関係書類を次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成17年8月10日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p> <p>1 縦覧に供する書類 白石町営土地改良事業(さが農業農村振興整備)牛間田地区換地計画書の写し</p> <p>2 縦覧の期間 平成17年8月11日から平成17年9月7日まで</p> <p>3 縦覧の場所 白石町役場</p> <hr/> <p>県営土地改良事業(中山間地域総合整備)太良地区今里換地区の換地計画に基づき、平成17年6月2日同換地区の換地処分を行ったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により、その旨を公告する。</p> <p>平成17年8月10日</p> <p style="text-align: right;">佐賀県知事 古 川 康</p>
--	---

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十七年八月十日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷

